令和８年（フ）第４４１号
鹿児島市西千石町６番11号　千石ビル33号
債務者　時﨑久美子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４７７号
鹿児島市荒田２丁目39番７号　アメニティきしゃば606号
債務者　乗峯　幸男
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第７０号
北海道小樽市銭函１丁目32番301号　ホープ銭函
債務者　北村　一也
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第７４号
北海道余市郡余市町登町12番地８　パライソヒル　203号
債務者　大山　千尋
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１２５号
岩手県花巻市湯口字渡り56番地４
債務者　清水ちか子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第３８号
岩手県釜石市大渡町１丁目２番９号　東ビル３Ｆ２号
債務者　村上　秀昭
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第１４２号
宮城県遠田郡美里町駅東一丁目２番地３　コレクティブハウス小牛田、従前の住所宮城県遠田郡美里町字志賀町三丁目２番地３　志賀町特定公共賃貸住宅Ａ210号
債務者　東山はつ子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
茨城県つくば市観音台１丁目29番地１　パークアベニューＡ棟202号
債務者　鶴谷　美樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１４９号
富山県高岡市昭和町１丁目１番５号
債務者　般若　功
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第３１９号
石川県河北郡津幡町字太田ほ226番地７
債務者　竹中ハルヱ
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８４号
福井市二の宮３丁目12番３号
債務者　児玉　博幸
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８５号
福井市みのり１丁目28番19号　ヒロセビル202、旧住所福井市足羽３丁目９番37号
債務者　脇本まどか（旧姓木下）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８２号
長野県諏訪郡下諏訪町6666番地３　Ａ１－117
債務者　清水　美穂（旧姓　大久保）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第４３号
岐阜県高山市冬頭町818番地１　レインボーⅡ　101号室
債務者　津田妃登美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
静岡県富士市水戸島本町８番22号　キャッスルベリー３Ｄ号
債務者　三ツ石　辰也
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２１１号
静岡県富士宮市山宮1027番地の２　介護老人保健施設旭ヶ丘、住民票上の住所静岡県富士宮市大中里438番地の２　清アパート
債務者　小谷野　勝藏
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部